

第 13 章 事後調査の計画

第 13 章 事後調査の計画

13.1 事後調査項目並びに選定項目のうち事後調査項目から除外する項目 及びその理由

(1) 事後調査項目の選定

環境影響評価項目に選定した項目のうち、事後調査を実施する項目の選定結果は、表 13.1-1(1)～(2)に示すとおりである。

表 13.1-1(1) 事後調査項目の選定

環境影響評価項目	影響要因の区分	影響要因	事後調査項目選定結果
大気質	工 事	建設機械の稼働	×
		資材運搬等の車両の走行	×
		造成等の工事	×
	存在・供用	施設の稼働	×
		自動車交通の発生	×
騒音・低周波音	工 事	建設機械の稼働	×
		資材運搬等の車両の走行	×
	存在・供用	施設の稼働	×
		自動車交通の発生	○
振 動	工 事	建設機械の稼働	×
		資材運搬等の車両の走行	×
	存在・供用	施設の稼働	×
		自動車交通の発生	×
悪 臭	存在・供用	施設の稼働	×
水 質	工 事	造成等の工事	×
水 象	存在・供用	造成地の存在	×
		施設の使用	×
地 盤	存在・供用	造成地の存在	○
動 物	工 事	建設機械の稼働	×
		資材運搬等の車両の走行	×
		造成等の工事	×
	存在・供用	造成地の存在	×
植 物	工 事	造成等の工事	○
	存在・供用	造成地の存在	○
生態系	工 事	建設機械の稼働	×
		資材運搬等の車両の走行	×
		造成等の工事	×
	存在・供用	造成地の存在	×
景 観	存在・供用	造成地の存在	○
		施設の使用	○
自然とのふれあいの場	工 事	建設機械の稼働	×
		資材運搬等の車両の走行	×
		造成等の工事	×
	存在・供用	造成地の存在	×
		施設の使用	×
		施設の稼働	×
		自動車交通の発生	×

表 13.1-1(2) 事後調査項目の選定

環境影響評価項目	影響要因の区分	影響要因	事後調査項目選定結果
日照阻害	存在・供用	施設の存在	×
廃棄物等	工事	造成等の工事	×
	存在・供用	施設の稼働	×
温室効果ガス等	工事	建設機械の稼働	×
		資材運搬等の車両の走行	×
		造成等の工事	×
	存在・供用	施設の稼働	×
		自動車交通の発生	×

(2) 事後調査項目から除外する項目及びその理由

環境影響評価項目に選定した項目のうち事後調査項目から除外する項目及びその理由は表 13.1-2(1)～(4)に示すとおりである。

表 13.1-2(1) 事後調査項目から除外する項目及びその理由

環境影響評価項目	影響要因の区分	影響要因	除外する理由
大気質	工事	建設機械の稼働	予測の精度が確保されているとともに、建設機械の稼働に伴う排ガスの最大影響濃度は、環境基準を満足するものと予測され、かつ、工事期間中の一時的なものであることから、その影響は小さいものとする。 したがって、事後調査項目から除外する。
		資材運搬等の車両の走行	予測の精度が確保されているとともに、資材運搬等の車両を加えた将来予測濃度は、環境基準を満足するものと予測され、かつ、工事期間中の一時的なものであることから、その影響は小さいものとする。 したがって、事後調査項目から除外する。
		造成等の工事	予測の精度が確保されているとともに、予測地点における降下ばいじん量は、工事に係る降下ばいじん量の参考値を下回るものと予測され、かつ、工事期間中の一時的なものであることから、その影響は小さいものとする。 したがって、事後調査項目から除外する。
	存在・供用	施設の稼働	予測の精度が確保されているとともに、施設の稼働に伴う将来予測濃度は、環境基準等を満足するものと予測されることから、その影響は小さいものとする。 したがって、事後調査項目から除外する。
		自動車交通の発生	予測の精度が確保されているとともに、本事業の関連車両を加えた将来濃度は、環境基準等を満足するものと予測されることから、その影響は小さいものとする。 したがって、事後調査項目から除外する。

表 13.1-2(2) 事後調査項目から除外する項目及びその理由

環境影響評価項目	影響要因の区分	影響要因	除外する理由
騒音・低周波音	工事	建設機械の稼働	<p>予測の精度が確保されているとともに、予測地点である敷地境界における騒音レベルは、騒音規制法に基づく規制基準を満足するものと予測され、かつ、工事期間中の一時的な影響であることから、その影響は小さいものと考えられる。</p> <p>したがって、事後調査項目から除外する。</p>
		資材運搬等の車両の走行	<p>予測の精度が確保されているとともに、資材運搬等の車両を加えた騒音レベルは、環境基準を満足する又は現況の騒音レベルを著しく悪化させるものではないと予測され、また、工事期間中の一時的なものであることから、その影響は小さいものと考えられる。</p> <p>したがって、事後調査項目から除外する。</p>
	存在・供用	施設の稼働	<p>予測の精度が確保されているとともに、本事業による騒音レベルは、環境基準を満足する又は現況の騒音レベルを著しく悪化させるものではないと予測されることから、その影響は小さいものと考えられる。</p> <p>また、低周波音音圧レベルは、評価の指標とした参照値を下回るものと予測されることから、その影響は小さいものと考えられる。</p> <p>したがって、事後調査項目から除外する。</p>
振動	工事	建設機械の稼働	<p>予測の精度が確保されているとともに、予測地点である敷地境界における振動レベルは、振動規制法に基づく規制基準を満足するものと予測され、かつ、工事期間中の一時的な影響であることから、その影響は小さいものと考えられる。</p> <p>したがって、事後調査項目から除外する。</p>
		資材運搬等の車両の走行	<p>予測の精度が確保されているとともに、資材運搬等の車両を加えた振動レベルは、振動規制法に基づく要請限度を満足するものと予測され、また、工事期間中の一時的なものであることから、その影響は小さいものと考えられる。</p> <p>したがって、事後調査項目から除外する。</p>
	存在・供用	施設の稼働	<p>予測の精度が確保されているとともに、本事業による振動レベルは、規制基準や感覚閾値を満足するものと予測されることから、その影響は小さいものと考えられる。</p> <p>したがって、事後調査項目から除外する。</p>
		自動車交通の発生	<p>予測の精度が確保されているとともに、本事業の関連車両を加えた振動レベルは、振動規制法に基づく要請限度を満足するものと予測されることから、その影響は小さいものと考えられる。</p> <p>したがって、事後調査項目から除外する。</p>
悪臭	存在・供用	施設の稼働	<p>予測の精度が確保されているとともに、施設の稼働に伴う悪臭は、埼玉県生活環境保全条例に基づく規制基準を満足するものと予測されることから、その影響は小さいものと考えられる。</p> <p>したがって、事後調査項目から除外する。</p>

表 13.1-2(3) 事後調査項目から除外する項目及びその理由

環境影響評価項目	影響要因の区分	影響要因	除外する理由
水質	工事	造成等の工事	<p>工事中における降雨に伴う濁水については、仮沈砂池等の設置などの土砂流出防止対策を講ずることにより、下流水路への濁水発生防止を図っていく。また、コンクリート工事に伴うアルカリ排水については、できる限りコンクリート二次製品を使い、現場でもコンクリート打設を少なくする等の対策を講ずることにより、アルカリ排水の流出を防止していくため、工事中におけるこれらの影響は小さいものとする。</p> <p>したがって、事後調査項目から除外する。</p>
水象	存在・供用	造成地の存在	<p>造成による雨水流出量の変化については、計画地内に雨水抑制施設を1敷地1施設を基本に適切に配置し、雨水流出量の抑制を図り放流することから、周辺の水路等の流量、流速及び水位の変化の程度は小さいものとする。</p> <p>したがって、事後調査項目から除外する。</p>
		施設の使用	
動物	工事	建設機械の稼働	<p>工事中における動物に対する影響は、一時的なものであり、さらに、計画地の周辺には、計画地内と同様な水田を中心とした耕作地環境が広がっている。計画地内を利用していた動物の多くは周辺地域でも確認されており、計画地内を利用していた動物の多くは、計画地周辺に逃避するため、地域の動物相に及ぼす影響は小さいものとする。</p> <p>したがって、事後調査項目から除外する。</p>
		資材運搬等の車両の走行	
	造成等の工事		
	存在・供用	造成地の存在	<p>計画地内の公園、緑地等の植栽には、現存植生の構成種を考慮した緑地の整備を行い、周辺地域の植生との調和を図っていく。</p> <p>したがって、事後調査項目から除外する。</p>
生態系	工事	建設機械の稼働	<p>工事中における生態系に対する影響は、一時的なものであり、さらに、計画地の周辺には、計画地内と同様な水田を中心とした耕作地環境が広がっている。計画地内を利用していた動物の多くは周辺地域でも確認されており、計画地内を利用していた動物の多くは、計画地周辺に逃避するため、地域の動物相に及ぼす影響は小さいものとする。</p> <p>また、植物については、植物の項目として工事中の事後調査を実施する。</p> <p>したがって、事後調査項目から除外する。</p>
		資材運搬等の車両の走行	
	造成等の工事		
	存在・供用	造成地の存在	<p>計画地内の公園、緑地等の植栽には、現存植生の構成種を考慮した緑地の整備を行い、周辺地域の植生との調和を図っていく。</p> <p>したがって、事後調査項目から除外する。</p>

表 13.1-2(4) 事後調査項目から除外する項目及びその理由

環境影響評価項目	影響要因の区分	影響要因	除外する理由
自然とのふれあいの場	工事	建設機械の稼働	利用環境については、一部の地点で直接改変があるものの、環境保全措置を実施することで著しい影響はないものと予測された。交通手段の阻害に関しては、一部の地点でアクセスルートが重複するが、歩車分離が図られており影響は小さいと予測された。 したがって、事後調査項目から除外する。
		資材運搬等の車両の走行	
		造成等の工事	
	存在・供用	造成地の存在	交通手段の阻害に関しては、一部の地点でアクセスルートが重複するが、歩車分離が図られており影響は小さく、利用環境の変化も著しい影響はないものと予測された。 したがって、事後調査項目から除外する。
施設の使用			
自動車交通の発生			
日照阻害	存在・供用	施設の使用	予測の精度が確保されているとともに、施設の使用に伴う日照阻害は、「建築基準法」における日影規制及び「埼玉県建築基準法施行条例」における日影規制を満足するものと予測されることから、その影響は小さいものとする。 したがって、事後調査項目から除外する。
廃棄物等	工事	造成等の工事	工事中に発生する廃棄物は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(建設リサイクル法)等に基づき、廃棄物の発生抑制を図るとともに、分別を徹底し、再資源化及び再利用等の促進を図る。また、再利用できないものは専門業者に委託し、適切に処理する。 したがって、事後調査項目から除外する。
	存在・供用	施設の使用	施設の使用に伴う廃棄物は、各進出企業に対して排出抑制、分別、リサイクルの推進等の適正処理に努めるよう指導していく。また、雨水については雨水抑制施設により適切に調整すること、各企業の処理水については、適正に処理するよう指導していく。 したがって、事後調査項目から除外する。
温室効果ガス等	工事	建設機械の稼働	予測の精度が確保されているとともに、建設機械の稼働、資材運搬等の車両の走行、造成等の工事に伴う温室効果ガスの排出は、工事期間中の一時的な影響であることから、その影響は小さいものとする。 したがって、事後調査項目から除外する。
		資材運搬等の車両の走行	
		造成等の工事	
	存在・供用	施設の使用	進出企業に対し、各種法令、ガイドライン等に基づき適正に対策を施し、温室効果ガスの削減に努めるよう指導していくことから、その影響は小さいものと予測される。 したがって、事後調査項目から除外する。
自動車交通の発生			

13.2 調査方法等

(1) 騒音

① 調査内容

ア. 騒音の状況

自動車交通の発生による騒音を調査項目とする。

イ. 環境保全措置の実施状況

「第 11 章」に記載した環境保全のための措置の実施状況。

② 調査方法

騒音の状況については、現地調査により道路交通騒音を測定する。測定方法は表 13.2-1 に示すとおりとする。

交通量の状況の調査はハンドカウンターにより測定する方法及び関係資料の整理とする。環境保全措置の実施状況については、現地確認及び関係資料の整理による方法とする。

表 13.2-1 騒音・交通量測定方法

測定項目	測定方法
騒音	JIS-Z-8731
交通量	ハンドカウンターによる測定

③ 調査地域・地点

騒音の状況の調査地点については、予測地点と同様の 5 地点とする。

環境保全措置の実施状況については、計画地内とする。

④ 調査期間・頻度

調査時期は全ての立地企業の建設工事が完了した後、立地企業等の稼働状況が定常となる時期(概ね供用開始 3 年後)とし、調査期間・頻度は平日 1 回 1 日(24 時間)とする。

(2) 地盤

① 調査内容

ア. 地盤の状況

造成地の存在による地盤沈下の変動を調査項目とする。

イ. 環境保全措置の実施状況

「第 11 章」に記載した環境保全のための措置の実施状況。

② 調査方法

敷地境界における地盤沈下の変動を測定する。

環境保全措置の実施状況については、現地確認及び関係資料の整理による方法とする。

③ 調査地域・地点

地盤の状況の調査地点については、計画地の敷地境界とし、工事着手前、工事中、供用開始後の影響を比較できる地点とする。

環境保全措置の実施状況については、計画地内とする。

④ 調査期間・頻度

調査時期は工事着手前、工事中、供用開始後とし、調査期間・頻度は各時期に1回、地盤沈下の変動の測定を行う。

(3) 植 物

① 調査内容

ア. 植物の状況

移植個体（保全すべき種）の生育状況を調査項目とする。

イ. 環境保全措置の実施状況

「第11章」に記載した環境保全のための措置の実施状況。

② 調査方法

植物の状況の調査は、現地踏査により移植個体（保全すべき種）の生育状況を確認する。

環境保全措置の実施状況については、公園の現地確認及び関係資料の整理による方法とする。

③ 調査地域・地点

植物の生育状況の調査範囲は、保全すべき種の移植予定地である計画地内の公園とする。

環境保全措置の実施状況については、計画地内とする。

④ 調査期間・頻度

調査時期は、移植後1ヶ月、3ヶ月、6ヶ月、1年後及び公園の供用開始3年後とし、調査期間・頻度は、各時期1回とする。

(4) 景 観

① 調査内容

ア. 景観の状況

景観の状況を調査項目とする。

イ. 環境保全措置の実施状況

「第11章」に記載した環境保全のための措置の実施状況。

② 調査方法

景観の状況については、写真撮影による方法とする。

環境保全措置の実施状況については、現地確認及び関係資料の整理による方法とする。

③ 調査地域・地点

景観の状況については、予測地点と同様とする。
環境保全措置の実施状況については、計画地内とする。

④ 調査期間・頻度

調査時期は全ての立地企業の建設工事が完了した後、立地企業等の稼働状況が定常となる時期(概ね供用開始3年後)とする。なお、調査期間・頻度は1回とする。

13.3 事後調査の結果により環境影響の程度が著しいことが明らかになった場合の対応方針

事後調査の結果、環境影響の程度が著しいことが明らかになった場合、測定データを検討し、必要に応じて影響要因を推定するための調査を行う。

調査の結果、その環境影響が本事業に起因されると判断される場合は、川島町が主体となり、各立地企業に改善のための措置等を指導していく。

13.4 事後調査の実施体制

(1) 事後調査の提出時期

事後調査については、調査完了後の適切な時期に事後調査報告書を提出するものとする。

(2) 事後調査を実施する主体

事後調査は、都市計画決定権者である川島町が主体となり実施する。